

「人事評価の改善に向けた有識者検討会」運営要領（案）

1. 議事の進行について

会議の進行は座長が務める。なお、座長が不在（途中参加・退席を含む。）の場合は、座長の指名する者が代理として、その職務を代行する。

2. 意見聴取

本検討会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3. 会議の公開

本検討会は、非公開とする。

ただし、事務局において議事要旨を作成し、検討会終了後、有識者の確認を経た上で内閣人事局ホームページで公開する。

4. 資料の公開

本検討会で配布された資料は、原則として検討会終了後に内閣人事局ホームページで公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。